

令和8年度ベトナム人材交流推進事業実施業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度ベトナム人材交流推進事業実施業務

2 業務の目的

県内に拠点のある企業、団体および個人事業主（以下「県内事業者」という。）によるベトナム人材の受入れを促進するため、令和3年11月に締結した滋賀県・一般社団法人滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学による三者覚書に基づき、ハノイ工科大学、滋賀経済産業協会と連携の上、各種事業を実施する。

3 業務の内容

(1) ジョブフェア

ア 目的・概要

県内事業者とベトナム人材のマッチング機会を設けるため、県内事業者がブース形式で出展する就職面接会等をハノイ工科大学内にて開催する。

イ 出展社数目標

12社以上

ウ 参加対象者

- ハノイ工科大学の大学生または卒業生
- ハノイ市内および周辺地域の大学の大学生または卒業生
- 日本において「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格で就労するための学歴・経験要件を満たしている求職者

エ 実施日数

2日程度

オ 主な業務

- 参加者（学生・求職者等）募集に当たり、ハノイ工科大学またはその近隣会場にて、参加者向けセミナーを開催すること。
- 出展予定者から採用したい学生の能力などの条件を聴取するとともに、会社概要や求人票の作成を支援し、ベトナム語翻訳資料を作成すること。
- 出展予定者に対し、当日の流れについて、滋賀県内またはオンラインで事前レクチャーを実施すること。
- イベント当日は、会場設備や備品等の準備、全体の進行管理、司会進行、受付、出展者の通訳対応等を行うこと。
- イベント後に出展者から就職希望者との個別面接の設定、採用予定者への日本語教育やビザ取得等の支援を求められた場合、当該事業者に経費負担を求めた上

で支援すること。この場合に要する経費については、出展者募集時に明示すること。

カ その他

- 出展企業の募集にあたっては、新規企業の参加促進に努めること。
- 受託者が行うイベントや、他の自治体からの受託事業との合同開催とすることを認める。ただし、県内事業者のニーズと合致していることを示し、県の承諾を得るとともに、他の事業に掛かる経費と明確に区分すること。
- ハノイ工科大学での開催を原則とするが、感染症等の状況により、オンラインまたはハイブリッド方式に変更する可能性がある。

(2) 小規模面接会・交流会

ア 目的・概要

県内事業者とハノイ工科大学学生との接点を創出し、参加企業と学生のマッチング機会を提供するとともに、同大学における「滋賀県」および「県内企業」に対する認知度の向上を図り、将来的な就業先の選択肢として検討されるよう動機づけを行うことを目的として、小規模面接会・交流会を実施する。

イ 実施回数

年4回以上

ウ 参加対象者

ハノイ工科大学の大学生または卒業生

エ 形式

ハノイ工科大学内での対面またはオンラインで実施する。参加企業数は、1回あたり概ね3社以上を基本とする。

ただし、1回は下記のとおり実施すること。

- ・上記(1)ジョブフェアとあわせて対面で実施すること。
- ・参加事業者は、上記(1)ジョブフェアの出展事業者とすること。
- ・参加対象者は、ハノイ工科大学生のうち下記(4)日本語教育の受講者を主な対象とすること。ただし、受講者以外の学生の参加を拒むものではない。

オ 主な業務

- 年間計画の立案および各回の実施内容の企画を行うこと。
- 参加事業者および参加学生の募集・取りまとめを行うとともに、事業趣旨や当日の流れ等について事前周知および必要な調整を行うこと。
- 対面またはオンラインによる開催に向け、会場またはオンライン環境の整備、当日の進行管理、面接・交流が円滑に行われるための運営支援を行うこと。
- ジョブフェアと併せて実施する回については、出展事業者および日本語教育受講者を主な対象とした参加調整を行い、効果的な交流機会となるよう工夫を行うこと。

- 実施後は、参加事業者および学生からの意見・感想等を収集し、今後の改善や事業効果の把握に資する簡易な整理・報告を行うこと。

(3) ベトナム人材長期インターンシップ

ア 目的・概要

ハノイ工科大学生を対象に、県内事業者における1か月以上の長期インターンシップを実施する。実務を通じて相互理解を深め、採用につながる機会を創出することを目的とする。

長期にわたる就業体験を通じ、業務内容や職場環境に対する認識のずれを抑制し、ミスマッチの少ない雇用と人材の定着を促進する。

あわせて、本事業を通じて、県内事業者が海外人材のインターンシップ受入れから採用に至るプロセスを実践的に経験する機会を提供し、将来的には各事業者が主体的に海外から人材を採用できる体制づくりのきっかけとすることで、高度外国人材の安定的な確保および県内定着を図る。

イ 受入企業数

5社以上

ウ 参加者

ハノイ工科大学の大学生または卒業生

エ 実施日数と実施時期

実施日数：1か月以上かつ、在留資格「短期滞在」により認められる滞在期間（90日以内）で実施可能な範囲内とする。

実施時期：原則、前学期の終了時期（令和9年1月末頃）までに終了すること。

オ 主な業務

- 県内事業者に対する説明会および個別案内、受入企業の募集、受入計画等の作成支援（翻訳対応を含む）、学内における周知広報および学生募集等を行うこと。
- 学生と受入企業のマッチングにおいては、受入企業の選考参加を原則とし、翻訳を含む書類選考支援、面接（一次・二次）の実施方法および日程調整、通訳手配を含む当日の運営支援を行うこと。
- ビザ申請手続およびハノイ工科大学等関係機関との連絡調整を行うこと。
- 本事業において、下記について受入企業に対し、十分に説明を行うこと。
 - ・在留資格「短期滞在」による実施を想定しているため、当該在留資格に係る要件

等を遵守すること。

- ・渡航手配（航空券、海外旅行保険等）、送迎対応、滞在先の確保、滞在中の生活費および通訳手配については、受入企業または参加学生の負担となること。
- ・インターンシップ実施期間中の傷害事故、疾病および個人賠償責任に対応できる旅行保険への加入について、受入企業および参加学生に対し加入を促すとともに、必要な情報提供を行うこと。特に、日本において医療費が原則自己負担となることを踏まえ、治療・救援費用が無制限で補償される保険プランの選択が望ましい旨を適切に説明すること。

- インターンシップの実施期間中に交流会を開催すること（8月下旬を想定）。なお、交流会においては、受入企業および参加学生に加え、県内就労中のベトナム人材（特にハノイ工科大学卒業生）やその所属企業等との交流の機会を確保すること。

カ その他

- ベトナム人材長期インターンシップに要する費用は、本事業の他の費用と明確に分けること。
- 長期インターンシップの実施に伴う受入企業および学生の負担軽減に資する支援制度（県補助金等）について、適切に情報提供を行うこと。

(4) 日本語教育

①新規受講生向け講座

ア 目的・概要

基礎的な日本語学習と滋賀県の文化経済等の理解促進のため、ハノイ工科大学生を対象に、日本語教育講座を実施する。

イ 受講者数

30名程度

ウ 参加対象者

次のいずれにも該当するハノイ工科大学生

- 日本語能力がN5以下であって、語学力の向上（N4程度）を希望する者
- 卒業後に県内事業者への就職意向がある者

エ 主な業務

- 基礎的な日本語学習と滋賀県の文化経済等の理解促進のための取組を行うこと。
- ハノイ工科大学と調整し、会場および講師手配を行うこと。
- 原則、会場はハノイ工科大学の校舎内とし、講師の人は大学に依頼すること。
- 受講者の募集を行うこと。
- 運営方法については、ハノイ工科大学と協議の上、決定すること。

オ 卒業後の県内事業者への就職意向について

- 卒業後の県内事業者への就職意向を確認するため、将来的なキャリアイメージ、今後の日本語学習の意向、その他客観的な情報等を記載した「県内事業者への就職希望書」を受講前および受講終了後に提出させること。
- 「県内事業者への就職希望書」の記載事項や提出方法については、ハノイ工科大学と協議の上、決定すること。
- 翌年度以降、県が受講生の進路状況を照会した場合、協力するようハノイ工科大学と調整すること。

②令和7年度受講生向け2年目講座

ア 目的・概要

県内事業者への興味関心が高く、優秀な人材の安定的かつ定量的な就職を促すため、令和7年度の日本語教育講座受講生を対象に、日本語教育講座を実施する。

イ 受講者数

30名程度

ウ 参加対象者

次のいずれにも該当するハノイ工科大学生

- 令和7年度の日本語教育講座受講生
- 卒業後に県内事業者への就職意向がある者

エ 主な業務

- 就労時に求められる実践的な日本語学習と、滋賀県の文化経済等の理解促進のための取組を行うこと。
- 県内事業者への就職の継続的な動機付けのための取組を行うこと。
- ハノイ工科大学と調整し、会場および講師手配を行うこと。
- 原則、会場はハノイ工科大学の校舎内とし、講師の人は大学に依頼すること。
- 運営方法については、ハノイ工科大学と協議の上、決定すること。

オ 卒業後の県内事業者への就職意向について

- 卒業後の県内事業者への就職意向を確認するため、将来的なキャリアイメージ、関心のある日本企業、その他客観的な情報等を定期的に確認すること。
- 翌年度以降、県が受講生の進路状況を照会した場合、協力するようハノイ工科大学と調整すること。

カ その他

- 習熟した日本語能力の維持向上や県内事業者就職への興味関心の持続の観点から、契約締結後早期に開講すること。
- 令和7年度の日本語教育講座受講生の主な就職活動時期は令和8年度を想定している。その他、令和7年度の日本語教育講座受講生の情報については、契約締

結後に提供する。

(5) 情報交換会

ア 目的・概要

県、ハノイ工科大学および滋賀経済産業協会（以下「三者」という。）の関係維持・強化、企業や学生のニーズ把握等を行うため、各担当者が対面またはオンラインにて情報交換を行う。

イ 実施回数

年2回程度。1回60分程度。

ウ 主な業務

- 事前に出席者の日程調整と会議資料の作成を行うこと。
- 当日は、日本およびベトナムにて会場・備品を準備し、通訳対応等を行うこと。
なお、日本側会場は県庁内会議室を利用することも可能とする。

(6) Facebook グループ「HUST Alumni in Shiga」の運営

ア 目的・概要

これまでのハノイ工科大学との連携事業により、多くの同大学卒業生が県内企業に就職。一方で、就労後の県への愛着形成や継続就労を後押しするための情報提供や相談支援、県内で就労する他の外国人材との交流機会の確保などについては、十分とはいえない状況にある。また、本県での就職を検討する同大学在校生・卒業生に対し、県内就労中の卒業生の就業状況や生活の様子等を継続的に発信する仕組みが十分に整備されていない。

このため、本事業では、これまでの事業成果により県内企業に就職した人材の定着および長期的な活躍を後押しするとともに、その成果を活用し、新たに県内企業への就職を促進することを目的として、情報提供および交流機能を一体的に備えた情報発信媒体を整備するもの。

イ 主な業務

- グループへの参加認証（事前審査および承認）、ページ管理、投稿、大学との連絡調整を行うこと。
- 事業開始時に投稿内容や頻度等を含む運営スケジュールを作成し、県に提出すること。当該スケジュールに基づき、継続的な情報発信を行うこと。
- 県内の暮らし、観光、防災、安全、イベント等に関する情報については、県ホームページ等の既存コンテンツを活用し、リポストや翻訳等により発信することを基本とすること。
- 県内企業で就労する同大学卒業生の就業状況や生活の様子等について、インタ

- ビュー動画や記事等のコンテンツを作成し、継続的に発信すること。
- 同大学在校生・卒業生に向け、県内企業に関する情報を発信すること。
 - 一方的な情報発信にとどまらず、コメント機能の活用や交流企画の実施等により、参加者間の交流を促進するための工夫を行うこと。
 - 上記(1)ジョブフェアをはじめ、本事業に関連する情報を適宜発信すること。

ウ その他

- 本事業の運営にあたっては、県が別途定める運用ポリシー等に従うこと。

(7) 民間企業との連携による県の魅力発信

ア 目的・概要

将来の就業・居住地として滋賀県を選択してもらうため、地域の魅力に触れる機会を提供することを目的に、県が民間企業と連携して行う滋賀県内でのインターンシッププログラム（平日2日間、10名程度を想定）の効果的な実施に向けた支援を行う。

イ 主な業務

- プログラムで訪問する企業や施設等の手配および連絡調整を行うこと。
- 訪問先および移動中の通訳対応を行うこと。
- 本事業の目的に沿う訪問先の選定を行うこと。

4 業務に当たって配置する人員

上記の業務内容に対応できる人員体制とすることとし、業務全体を統括するとともに、各種事業の企画、実施および進捗管理を行う事業責任者を配置すること。

また、業務着手前に緊急時等も含む連絡先、従事者氏名、役割を記載した体制表を提出すること。なお、変更が生じた場合は、速やかに変更内容を書面で提出すること。

5 本事業の経費区分

本事業の経費区分は次のとおりとする。なお、出展者から徴収する項目や費用については、あらかじめ県の承諾を得た上で、明らかにすること。

(1) 県からの委託料に含まれる費用

直接人件費、旅費（県職員の旅費は除く）、印刷製本費、通信運搬費、広報料、消耗品費、保険料、会場等借上料、ブース設営料、講師謝金、通訳料、その他県が必要と認める経費

(2) ジョブフェアに出展する県内事業者から徴収することを認める費用

ジョブフェアへの出展費用（1社あたり15万円を限度とする。）および県内事業者の要望に応じて徴収する費用

〈県内事業者の要望に応じて徴収する費用の例〉

ジョブフェア出展者1社につき2人目以降の通訳料、プレゼン資料等の翻訳料、映像・機器レンタル料、在留資格申請代行サービス、就職希望者との個別面接会準備費用、採用予定者への日本語教育費用、その他県が必要と認める経費

(3) ジョブフェアに出展する県内事業者の自己負担とする費用

・渡航費、交通費、宿泊費、食費等

(4) 本事業（3 業務の内容 (7) 「民間企業との連携による県の魅力発信」を除く。）の実施財源として、厚生労働省の「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）」および地域未来交付金を充当していることから、事業実施においては下記の点に留意すること。

ア 支出できない経費

- ・求職者または労働者から費用を徴収する事業に係る経費
- ・施設等の設置や改修に係る経費
- ・当該年度中に費消しない交通系 IC カードの残余、回数券、郵券等の金券類に係る経費
- ・事業主、求職者や労働者に提供する物品（ノベルティなど。ただし、リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く。）の購入等に係る経費
- ・飲食に係る経費
- ・支援の対象となる事業主、求職者または労働者等に対する補助、助成等（直接または間接もしくは名称の如何を問わずこれに類するものを含む。以下同じ。）に係る経費
- ・その他支出を証する書類のない経費

イ 経費執行上の注意点

- ・10万円を超える高額な経費については、その価格等が適切であることについて、十分な精査を行い、当該価格等によった理由や根拠について明らかにしておくこと。
なお、根拠としては、次の①から③までを想定していること。
 - ① 業者による見積もり（経費を算出する際には、複数社から見積もりをとり妥当な価格とすること）
 - ② 業者の料金表等（カタログ等）
 - ③ 同様の事業を行った際の実績
- ・講演に係る謝金（講演料）については、1時間当たり原則3万円以内とすること。
3万円を超える単価とする場合は、業務内容の専門性等を踏まえ、当該者以外では業務内容を満たすことができない場合に限ることとし、当該単価を設定した理由と

金額の根拠が整理できるようにしておくこと。

- ・消耗品について、購入額に比してリース等の賃貸借契約による場合の当該年度分の支払合計額が安価となる場合については、可能な限りリース等の賃貸借契約によること。
- ・自動車のリース契約やレンタカーの使用等については、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができない場合に限ることとし、必要最低限の利用とすること。

6 委託事業の成果目標

採用者数：30名（内定者数を含む）

7 月次ミーティング

業務の進捗管理、課題把握および改善を図るため、受託者と県にて、月1回のミーティングを対面またはオンラインで実施すること。打合せの記録は、受託者にて作成の上、原則1週間以内に県に提出し、内容について双方が確認し合意を得ること。

8 事業報告

事業の成果・効果を把握するため、「3 業務の内容」に示す各業務実施後、速やかに事業報告書として取りまとめ、県へ報告すること。なお、報告に使用する様式は自由とする。

また、県が業務上必要なデータの収集および報告を求めた場合には、速やかにその指示に従うこと。

9 クラウドサービス利用に係るセキュリティ等

本事業の遂行に当たり、受託者においてクラウドサービスを利用しようとする場合、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program: 通称、ISMAP（イスマップ））への登録が行われているサービスを利用することを要件とする。また、利用に当たっては以下事項を遵守すること。

(1) 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御

- ・ID管理（IDの作成から廃棄まで）とアクセス制御を実装すること。
- ・クラウドサービスを利用する際に使用するネットワークに対するサービスごとのアクセス制御を行うこと
- ・管理者特権を保有するクラウドサービス利用者に対し、強固な認証技術を利用すること。
- ・クラウドサービス提供者が提供するパスワード等の主体認証情報を適切に管理すること。

と。

- ・クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御を行うこと。
- ・クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作の特定と誤操作の抑制ができること。
- ・クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策が実施されていること。
- ・インターネット等の外部の通信回線からクラウドサービス上に構築したシステムにログインする場合、適切なセキュリティ対策を行うこと。

(2) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化

- ・クラウドサービス内および通信経路全般において暗号化を行うこと。
- ・利用する情報システムに係る法令や規則を遵守する暗号化方式となっていること。
- ・取り扱う情報の機密性に応じた保護のための適切な暗号アルゴリズムを用いた暗号化処理を行うこと。

(3) 設計・設定時等におけるセキュリティ対策

- ・クラウドサービスの利用の企画、要件確認の段階から想定される脅威やリスクに対するセキュリティ対策を検討し、その検討結果を踏まえ、セキュリティ対策を行うこと。また、クラウドサービスで取得可能なログの種類、範囲等を確認し、必要となるログの取得機能を実装すること。
- ・情報システムの構築等を業務委託する場合において、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービス提供者へセキュリティを保つための開発手順等の情報を要求し、それを活用すること。
- ・クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、そのソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定を確認し、管理を行うこと。
- ・クラウドサービス提供者へ設計・構築における知見等の情報を要求し、それを活用すること。
- ・設定の誤りを見いだすための対策を取ること。
- ・利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能を監視し、将来の予測を行うこと。
- ・リソース不足によるサービス停止に備えて、利用するデータ容量や稼働性能（移植容易性）を監視し、業務が継続できるよう考慮すること。
- ・利用するクラウドサービス上で保護データ等を取り扱う場合は、サービス停止に至る障害に備えて、可用性を考慮した設計とすること。
- ・クラウドサービス内における時刻同期の方法を確認すること。

10 その他注意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県および滋賀県外国人材受入サポートセンターならびに滋賀経済産業協会をはじめとする経済団体等と十分に連携を図ること。
- (2) 本業務は、「外国人材活躍促進事業」という県の施策の取組を担うものであることを踏まえ、各委託事業（外国人材総合支援事業、外国人材定着・活躍支援事業）の役割を相互に認識し、県および各受託事業者間で連携して実施すること。具体的には、参加者や企業募集等の周知に協力するとともに、企業の状況やニーズに応じて次の支援につなげることを意識した案内・情報提供を行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、各種法令の遵守を徹底すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、県内事業者の受注機会の増大に努めるなど「滋賀県が締結する契約に関する条例」の趣旨に鑑み、業務を遂行すること。
- (5) 受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務完了後においても同様とする。
- (7) 本業務に係る経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (8) 本業務が、会計検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (9) 国内外における感染症等の状況により、事業内容の変更や縮小などを余儀なくされた場合にあつては、委託料の減額を含めた契約内容の変更を協議することがあるので、留意すること。
- (10) 契約が終了するときは、契約の終了に先立ち、滋賀県または滋賀県の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を設け、円滑に業務の引継ぎを行うものとする。
- (11) 本仕様書に明示のない事項については、県とその都度協議して定めるものとする。

(参考) 本委託事業に関連する覚書一覧

- 「滋賀県・一般社団法人滋賀経済産業協会・ハノイ工科大学による三者覚書」（令和3年11月12日）
- 「滋賀県と株式会社イトーキの相互連携に関する覚書」（令和6年7月9日）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/338769.html>